

国立大学法人東京外国語大学修学支援 事業基金に関する規程

〔平成 28 年 9 月 13 日〕
規則第 84 号

改正 令和 2 年 3 月 10 日規則第 20 号
令和 6 年 9 月 10 日規則第 81 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学基金規程（平成 21 年規則第 128 号）第 7 条第 2 項に基づき、学生の修学支援事業のために設置する修学支援事業基金（以下「基金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 基金は、経済的理由又は障害があることにより修学が困難な学生（日本人学生及び外国人留学生）を支援することを目的とする。

(基金の管理)

第 3 条 基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

(基金の使途)

第 4 条 基金は、目的に応じて、以下の使途に充当するものとする（学校の入学に関して寄附されるものを除く）。

2 経済的理由により修学が困難な学生への支援を目的とするもの。

- (1) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るもの
- (2) 学資を貸与又は給付するもの
- (3) 教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担するもの
- (4) 学生の資質を向上させることを主たる目的として、本学において学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担するもの
- (5) 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料減額を目的として次に掲げる費用の一部を負担するもの
 - (イ) 当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費
 - (ロ) 民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料

3 障害があることにより修学が困難な学生への支援を目的とするもの。

- (1) 障害のある学生に対して、個々の学生の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要なもの

(寄附金の使途変更の禁止)

第 5 条 基金に対して拠出された第 4 条に定める寄附の使途は、変更してはならない。

2 基金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が本学に対して償還された場合にあっては、当該償還された金銭は、再び基金に帰属するものとしなければならない。

(情報提供)

第6条 基金に関する以下の書類について、閲覧の請求があった場合には、本学において閲覧させるとともに、インターネットの利用その他の情報通信技術を利用する方法により提供する。

(1) 基金の名称、管理方法及び用途等を記載した書類

(2) 基金への受入額及び支出額等を記した明細書

2 前項に規定する書類の保存期間は5年間とする。

(雑則)

第7条 その他基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。